

学校いじめ防止基本方針

平成26年4月(策定)

令和6年4月8日(最終改定)

三田市立藍中学校

目次

1	基本理念	3
2	基本方針	4
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し	4
	【本校の生徒指導年間計画表】	5
	(2) いじめの定義	6
	(3) いじめの認知	7
3	いじめ防止等の指導體制・組織的対応等	8
	(1) いじめの防止等の対策のための組織	8
	【いじめ防止等の対策のための組織表】	8
	【学校いじめ対応チームが担う役割の具体例】	9
	(2) いじめ防止の具体的な取組	10～13
4	いじめが起きたときの具体的な対応	14
	(1) いじめに対する措置	14
	【いじめが起こった場合の組織的対応フロー図】	14
	(2) 対応の方針	15
	(3) いじめが起こったときの対応の流れ	15～16
	(4) いじめを受けた生徒への対応	16～17
	(5) いじめを受けた生徒の保護者への対応	18
	(6) いじめを行った生徒への対応	18～19
	(7) いじめを行った生徒の保護者への対応	19
	(8) 周りの生徒への対応	19
5	重大事態への対応について	20
	(1) 学校が主体となって調査を行う場合について	20
	(2) 市教育委員会との連携について	21
	【重大事態対応フロー図】	21

I 基本理念

いじめについては、全教職員が、「いじめは、どの生徒にも、どの学級にも起こり得る」、「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を持ち、日常の些細な変化を見逃さず、いじめをしない、させない、許さない等、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

そのため、本校において、生徒が好ましい人間関係を築き、豊かな心を醸成させるよう、道徳教育・人権教育を全ての教育活動において実践するとともに、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

【いじめの基本認識】

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

「兵庫県いじめ防止基本方針(兵庫県教育委員会)」より

2 基本方針

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し

【本校の方針】

学校教育目標 「夢や希望を持ち 心豊かにたくましく 共に生きる生徒」の育成

めざす学校像 ≪笑顔や希望があふれる学校≫

- (1)安全・安心で美しい学校(学習活動・学習環境の充実、適切な危機管理)
- (2)開かれた学校(学校・家庭・地域、学校園所、関係機関との連携)
- (3)あたたかい学校(迅速・組織的な生徒指導、教育相談の充実、共感的生徒理解)

めざす生徒像 ≪夢や目標を語れる生徒≫小中一貫教育～9年間の学び～

- (1)自ら学ぶ力をもった生徒【知】
- (2)自分や周りの人を大切にできる生徒【徳】
- (3)何事にもねばり強く取り組み、挑戦する生徒【体】

- ① いじめの防止・・・すべての教育場面において、いじめ防止につなげていく。
- ② いじめの早期発見・・・定期的なアンケートの実施、生徒との信頼関係を構築し、小さな変化も逃さない「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。
- ③ いじめの対処・・・校内教育相談体制を整えるとともに、いじめを認知した場合は、家庭や関係機関と連携し、適切かつ速やかに解決する。

以上の3項を柱に「三田市立藍中学校いじめ防止基本方針」を定める。

「学校いじめ防止基本方針」は、保護者や地域住民が内容を確認しやすいように公表（ホームページへの掲載等）し、年度初めには保護者等に必ず説明するとともに、児童生徒に対しては、特別活動の時間等に、発達段階に応じて学校いじめ防止基本方針の周知を図る。

学校いじめ防止基本方針の見直しにあたっては、いじめ対策の達成目標を設定するとともに、年間計画(次ページ参照：生徒指導年間計画表)を定める。そして、その取組状況等を学校評価項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。なお、児童生徒、保護者、地域住民等の意見も参考に、学校いじめ防止プログラム等の年間計画を作成、実施することを通じて、より一層、学校いじめ防止基本方針の理解を促進する。

【本校の生徒指導年間計画表】

月	学校行事	職員会議 研修等	未然防止へ 向けた取り組み	早期発見・早期対応 に向けた取り組み
4月	職員会議 始業式 入学式 オープンスクール ネットトラブル防止教室	学校教育目標 生徒指導基本方針 いじめ防止基本方針の確認 人権教育基本方針 道徳教育基本方針 特別活動基本方針 生徒会活動基本方針 交通安全教室	あいさつ運動※ ¹ 仲間づくり 新入生歓迎会 ネットトラブル防止教室	青少年健全協議会、 見守り藍隊会議 補導活動への参加 生徒指導委員会の定 期開催※ ² 家庭連絡
5月	修学旅行 転地学習 生徒総会	いじめ対応について 職員研修	仲間づくり いじめ撲滅スローガン 心の授業(SC、1年生対象)	QUアンケート①
6月	期末考査 トライやるウィーク	小中連絡会①	仲間づくり 人権教育講演会※ ³	いじめに関する生活 アンケート① 教育相談週間① 小中連絡会①
7月	三田市総合体育大会 個人懇談 終業式 夏季休業	藍中校区三校研	非行防止教室 夏季休業中の過ごし 方の約束	個人懇談
8月	夏季休業 始業式	職員研修①(SC) 職員研修②(QUの活用)	草引きボランティア活動 ブロック結成式	
9月	体育祭 中間考査		仲間づくり	
10月	三田市新人大会 文化祭	小中連絡会②	仲間づくり	小中連絡会② いじめに関する生活 アンケート②
11月	期末考査			教育相談週間②
12月	生徒会選挙 個人懇談 終業式 冬季休業	学校評価アンケートの 集約結果から、来年度 に向けた見直し	生徒会選挙に向けて の学活 冬季休業中の過ごし 方の約束	個人懇談 QUアンケート②
1月	冬季休業 始業式 新入生入学説明会		防災学習 指導方針の啓発	
2月	学年末考査 3年生を送る会	小中連絡会③ 学校いじめ対応チーム (取り組みの反省と見直し)	仲間づくり	小中連絡会③ いじめに関するアン ケート③
3月	卒業式 修了式 春季休業	小中連絡会④	春季休業中の過ごし 方の約束	教育相談週間③ (1,2年生対象) 小中連絡会④

※1…毎朝、校門にて実施(生徒会役員は毎朝、代議委員は毎週月曜日に実施)。

※2…青少年健全協議会は毎月第3日曜日、見守り藍隊会議は毎月最終火曜日に実施。

また、本校にて、いじめ対応チームを兼ねた生徒指導委員会を毎週1回実施。

※3…保護者にも案内し、希望者に参加してもらう。

(2) いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のいないときは、未成年後見人)をいう。

「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日施行

(留意点)

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ、SNSやインターネット等を通じて知り合うなど、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- ・具体的ないじめの態様(文部科学省：いじめ防止基本方針より)

・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- ・上記「具体的ないじめの態様」以外にもいじめに該当する場合がある。
- ・これらのいじめの中には、犯罪行為(インターネットを通じて行われるものを含む)として、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、学校が把握した時点で早期に警察に相談したり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれたりする。このような場合には、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで対応する必要がある。

(3) いじめの認知

全教職員が法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、児童生徒の小さな変化も見逃さないよう、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の受けとめが重要である。けんかやふざけ合いであっても、気づかないところでいじめを受けている場合がある。また、好意から行ったことが意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もある。背景にある事情の調査を行い、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている被害性に着目し、法の定義に基づいて、いじめに該当するか否かを判断する。ただし、いじめにあたと判断した場合でも、事案に応じて、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することも可能である。

なお、いじめに該当するか否かの判断にあたっては、以下の点にも留意する。

- ・ いじめの疑いが生じた際、いじめかどうかを判断するのは「学校いじめ対応チーム」である。連絡を受けた教職員（担任等）が一人で問題を抱え込んではいけない。
- ・ いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じていれば「いじめ」である。ただし、次の場合も「いじめ」と判断する。

→いじめを受けた児童生徒が「いじめ」を否定した場合

いじめを受けた児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察、周辺状況等を客観的に確認して判断する。

→いじめを受けた児童生徒が「いじめ」に気付いていない場合

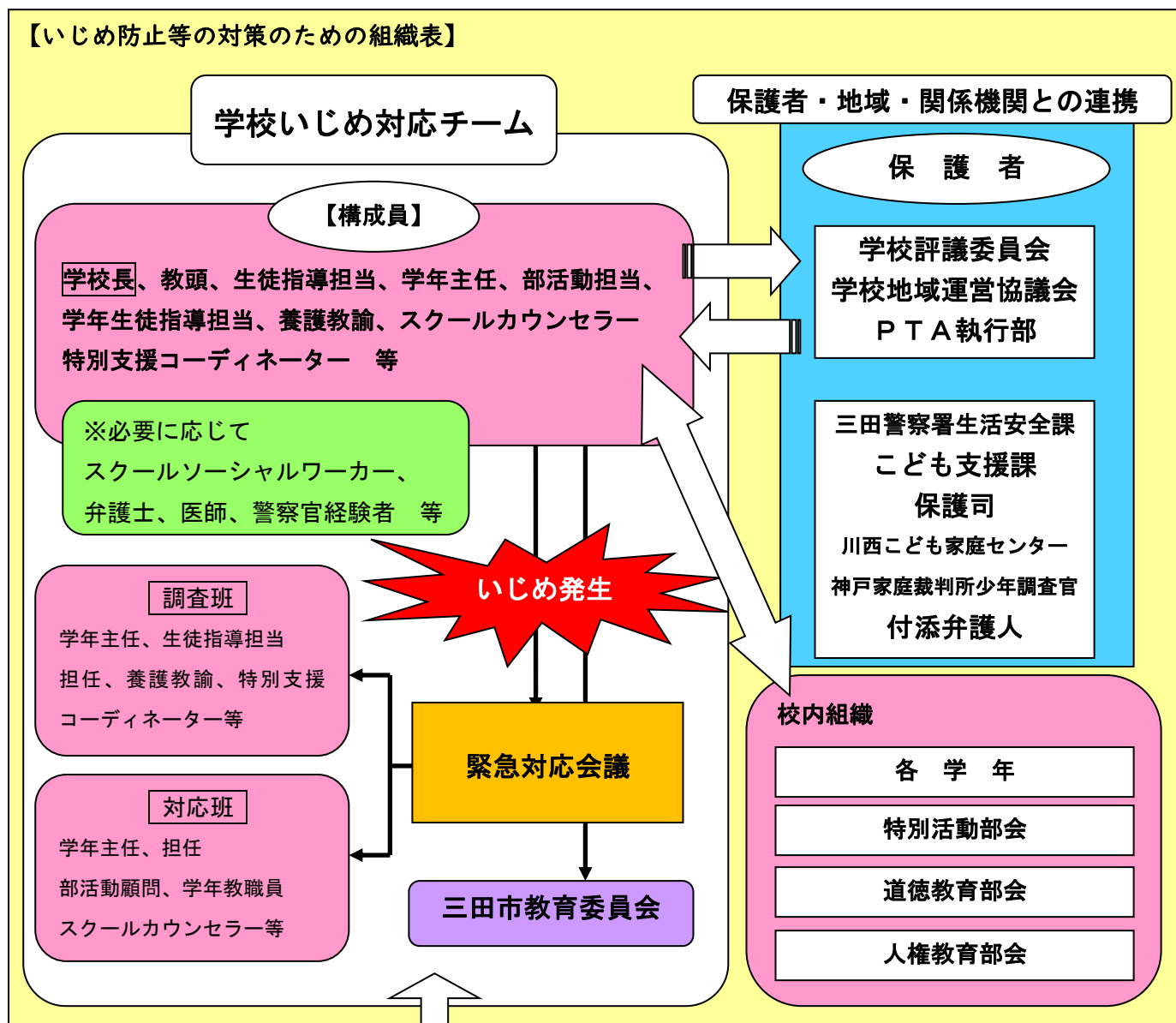
例えばインターネット上で悪口を書かれたが、いじめを受けた児童がそのことを知らず、心身の苦痛を感じるに至っていないケース等。

- ・ 「弱い者に対して」というような児童生徒間の人間関係にはよらない。
- ・ お互いに心理的又は物理的な影響を与える行為をしている場合は、それぞれの行為がいじめに該当するか否かを判断する。「一方的」な行為か否かにはよらない。
- ・ 行為が繰り返し行われているなど、継続しているか否かにはよらない。行為が1回限りの場合であっても、被害性に着目して判断する。
- ・ いじめを受けていても、当該児童生徒がそれを否定したり、「大丈夫」と答えたりする場合が多々あることを踏まえ、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、その苦痛が「深刻」であるかなどにより限定して解釈することがないようにする。
- ・ 好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、このような場合も法が定義する「いじめ」に該当するため、学校いじめ対応チームに報告し、情報共有する必要がある。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) いじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの防止や、いじめの早期発見・早期対応などを実行的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する関係者により「学校いじめ対応チーム」を設置し、日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織を明確にするとともに、関係機関との連絡・調整を行う。



【注】各学校規模や校務分掌など、実情に応じた組織体制を編成する

- ・ 本校では、学校いじめ対応チームの会議を兼ねた「生徒指導委員会」を、毎週一回実施する。この会の中で、綿密に情報共有し、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止の取組も検討する。
- ・ 学校いじめ対応チームの会議は緊急性に基づいて随時行い、情報共有のうえ、役割分担等を行う。
- ・ 学校いじめ対応チームの会議において事案対処や事後対応について検討する際、専門家による児童生徒や保護者のアセスメントや心のケア、事案対処等への助言、関係機関との連絡調整だけでなく、学校の組織体制の構築や見直しについても、積極的に指導助言を受ける機会とする。

【学校いじめ対応チームが担う役割の具体例】

(未然防止)

◇ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

(早期発見・事案対処)

◇ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

◇ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

◇ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

◇ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組)

◇ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

◇ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

◇ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCA サイクルの実行も含む)

(文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年1月改正)

生徒にいじめに関するアンケートを実施する際には、学校いじめ対応チームについて具体的に認識しているかを調査し、取組の改善につなげる。

個々の教職員は、児童生徒や保護者からいじめに係る相談を受けたり、児童生徒の気になる表情や言動、体調の変化等に気づいたりした場合、法第23条に基づき、そのすべてを学校いじめ対応チームに報告する。そして、学校いじめ対応チームは、当該児童生徒及び保護者の意向を尊重して、指導の方針を決定し、組織的に対応する。なお、学校いじめ対応チームの会議で決定した指導の方針やその後の対応等については、適切に記録する。

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日施行

(2) いじめ防止の具体的な取組

① いじめについての共通理解

全教職員は、法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、生徒の小さな変化を見逃さないため、「いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得る」、「どの生徒もいじめを受けた者にもいじめを行った者にもなりうる」という認識をもち、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。その上で、日頃から、生徒の言動などに変化が見られる場合は教職員間で情報を共有し、すぐに話を聞くなど、組織的に対応する。その際、いじめが疑われる場合は、学校いじめ対応チームで適切に対応し、事案を軽視することなく、積極的にいじめを認知する。

いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについては、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。また、いじめに関する道徳の授業を学校いじめ対応チームが実施するなど、学校が組織的にいじめに対応することが生徒に理解されるような取組を行う。

- ・ 夏季校内生徒指導研修会・人権講演会を実施する。
→本校在籍のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめ、様々な専門領域の講師を招いて、カウンセリングマインドや特別支援教育、LGBTQ等のテーマを決め、研修会を実施する。

② 信頼関係の構築

普段から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、校内の教育相談を充実させ、生徒や保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、家庭訪問等により生徒や保護者の声に耳を傾け、信頼関係を構築する。さらに、日頃から学校を積極的に開き、PTAの各種会議や保護者会、学校ホームページや学校便りにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換や情報交換をする場を設けるなど、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらう取組を行う。

- ・ 「三行詩(PTA企画)」を保護者・教職員に募集し、本校校舎内の壁面に掲示する。
- ・ 「応援メッセージ(PTA企画)」を保護者・教職員に募集し、本校校舎内の壁面に掲示する。
- ・ 「明るい社会を目指そう(青少年健全協議会主催)」標語を全校生徒に募集し、選出する。
→選出標語は、地域の「書道パフォーマンス」によって、生徒が半紙(畳サイズ)に書く。
完成した作品は、本校玄関や市民センター等に展示する。
- ・ フェスタや祭り等の地域行事に、生徒会・部活動単位で参加する。
→夏祭りでは生徒会の出店、フェスタで部活動単位の参加等。

その他、地域との協働を目指し、青少年健全協議会・中学校区内補導活動・見守り藍隊会議・こども食堂等に参加する。

③ 早期発見・早期対応

いじめは教職員や保護者が気づきにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけあいに類して行われることを認識するとともに、いじめ早期発見のためのチェックリスト等を活用して生徒の小さな変化も見逃さないよう「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。また、全教職員が、生徒の気になる表情や言動、体調の変化等に気づけるよう、教職員の人権感覚や対応力を高めるため、校内研修会を実施する。

④ いじめに向かわない態度・能力の育成

生徒が仲間や教職員と心通いあわせ、安全、安心に学校生活を送ることができ、生徒が主体的に授業や行事に参加し、活躍できるよう、日頃から「わかる授業づくり」「自己有用感や自己肯定感の向上」に努める。そして、生徒が集団の一員としての自覚や自信、意欲、感謝する心などを持ち、互いを認め、心通いあう人間関係・学校風土を自らつくり出し、生徒の幅広い社会性を育むため、道徳教育や人権教育、特別活動、体験活動等を充実する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、生徒の※¹ストレスマネジメントや※²ソーシャルスキルトレーニング、さらには※³ピアサポート活動等を計画的に実施し、いじめに向かわない態度や能力を育成する。

※注）（文部科学省：生徒指導提要より）

※¹ ストレスマネジメント

様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法。始めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング（対処法）」を学習する。危機対応などによく活用される。

※² ソーシャルスキルトレーニング

様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となる。

※³ ピアサポート活動

「ピア」とは児童生徒「同士」を意味し、児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラム。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねる。

本校では、次のような生徒向け講演会や授業（保護者・地域の方の参加も可）を実施する。

- ・ 人権講演会
- ・ 非行防止教室
- ・ スクールカウンセラーによる生徒向け授業（道徳）

⑤ 実態把握

いじめの実態把握や、いじめに関する様々な情報を収集し、いじめ防止のための啓発活動に取り組むため、「いじめに関するアンケート」「教育面談」を生徒や保護者を対象に定期的実施する。

- ・ 「いじめアンケート」を、各学期1回の計3回無記名式で実施する。
 - ・ 「教育相談アンケート」を、各学期1回の計3回記名式で実施し、そのアンケートをもとに「教育相談週間」を実施する。教育相談では、全生徒を対象に、担任が生徒一人ひとりと個人面談を実施する。
 - ・ QU アンケートを行い年2回実施する。
 - ・ 「ストレス度チェック」等を、必要に応じて、不定期に実施する。
- アンケートは集約してデータ化し、学期(年度)ごとの変化・傾向を分析して、全教職員で共有し、今後の指導に役立てる。

⑥ 生徒が主体となった取組

道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、いじめ問題について考えを深め、生徒が互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動、携帯電話やスマートフォンの使用に関するルールを作る活動など、いじめ防止を訴えるような主体的な取組を推進する。

本校生徒会では、次のような取組を実施し、生徒が主体となった啓発活動を行う。

- ・ 仲間の良いところ探し
→生徒会主導で、友人の良い所や頑張りを定期的に募集・選出し、校内に掲示する。
- ・ 「いじめ撲滅スローガン」の募集と掲示
→生徒会が中心となって「いじめ撲滅運動」という取り組みを行い、全校生徒に「いじめ撲滅スローガン」を募集し、生徒会役員による選出を行う。決定した作品を横断幕にして、学校敷地内に掲示する。
- ・ 「私たちの学校生活の約束」の改訂について
→これまでの「教師によって決められたものを守る」から「生徒と教師でともに考え、作成したものを生徒自らの意思で守る」形に変えるため、生徒会とも協議しながら見直しを行う(令和3年度生徒会より実施)。
- ・ 「意見交流会」を実施する。
→青少年健全協議会から、「子どもたちにとって過ごしやすい地域づくり」のために、生徒の生の声を聞きたいという依頼から、生徒会との意見交流会を行う(令和3年度生徒会より実施)。
- ・ 「タブレット(令和2年度より導入)の使用のルール」について
→遊びや人を傷つけるためではなく、学習に使うために、生徒会が中心となって「使用のルール」を考え、全校生に周知する(令和4年度新生徒会より実施)。

⑦ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

全ての生徒に貸与しているタブレット端末の活用方法も含め、小学校低学年からの情報モラル教育を推進し、警察等関係機関と連携し、発達段階に応じて生徒に指導する。保護者に対しては、家庭におけるスマートフォンやインターネット等の利用に関するルールを子どもの意見を取り入れて作り、環境の変化や子どもの成長に合わせてルールを定期的に点検、見直すよう、積極的に啓発する。

本校では、次のように依頼先を変え、様々な角度から生徒にアプローチをし、生徒自身が考える機会とする講演会(保護者・地域の方の参加も可)を実施する。また、各学年、この分野をテーマにした教材を用いて道徳の授業を実施する。

- ・ ネットトラブル防止教室(①携帯電話会社, ②アプリ会社, ③兵庫県警察本部)

⑧ 自殺予防教育の推進

命や暮らしの危機、様々な困難やストレスへの対処方法を身につけ、辛い時や苦しい時には、ためらわずに助けを求める態度を培う「SOS の出し方に関する教育を含めた^{※6}自殺予防教育」を推進し、保護者、地域住民、関係機関との連携を図る。

※注) (自殺対策基本法第 17 条第 3 項)

※6 自殺予防教育

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

本校では、次のような生徒向け講演会や授業(保護者・地域の方の参加も可)を実施する。

- ・ 人権講演会
- ・ スクールカウンセラーによる生徒向け授業(道徳)

⑨ 学校園所連携の強化

保育園所、幼稚園、認定こども園と小学校間、また、小学校、中学校、高等学校間で日頃から緊密に連携する。

- ・ 「藍中学校区生徒指導担当者小中連絡会」を各学期 1 回定期開催する。
 - 児童生徒の情報交流はもちろん、各学期で開催する学校を変え、授業も参観する。
 - その他、必要に応じて、連絡を取り合ったり、授業参観を実施したりして、連携する。
- ・ 新入生説明会の日に、校区の小学校 6 年生児童対象に中学校教師による体験授業を行う。
- ・ 生徒指導担当による出前授業(各小学校)
 - 小学校 6 年生児童対象に、中学校入学に向けての不安や疑問を解消するねらい。

⑩ 取組に対する評価

学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対応チームを中心に点検し、必要に応じて見直す。

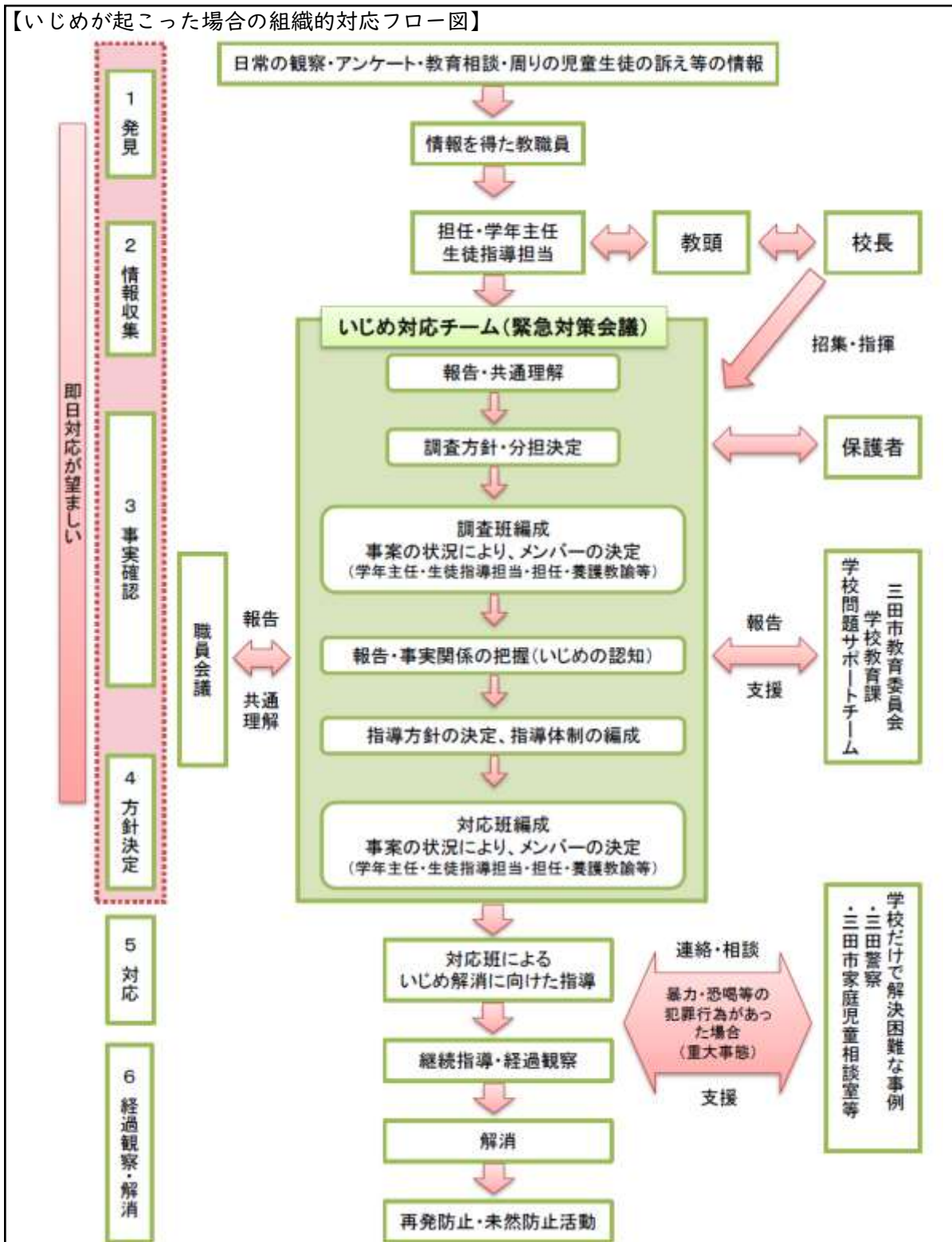
また、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的また必要に応じていじめに関するアンケート、教育相談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、目標の達成状況を評価する。その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

4 いじめが起きたときの具体的な対応

(1) いじめに対する措置

いじめが疑われる事案や、いじめの事実を把握した際には、「学校いじめ対応チーム」が中心となり、速やかにいじめの事実確認を行い、いじめに係る情報を適切に記録するとともに、全教職員で共有し、必要に応じて関係機関と連携しながら、いじめの解決に向けた取組を行う。

【いじめが起こった場合の組織的対応フロー図】



※ 上記の例は、対応の在り方の基本を示しているものであり、いじめ事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

(2) 対応の方針

- ① いじめを受けた生徒の保護(心身ともに)を最優先とする。
- ② いじめを行った生徒への指導は、反省を促し、今後に向けて成長させることを目的とする。
- ③ いじめに関する法・ガイドラインに則り、学校いじめ対応チームを中心に、緊急対策会議を開き、迅速に組織対応する。

いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめの重大事態に該当する疑いが生じた場合やいじめられた側といじめた側のずれが生じている場合等については、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

- ④ 市教育委員会をはじめ、関係機関と連携する。

(3) いじめが起きたときの対応の流れ

① いじめの発見

発見、連絡を受けた教職員は一人で抱え込まず、他の業務より優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対応チームに報告する。

② 緊急対策会議(正確な実態把握)

学校いじめ対応チームは、いじめの疑いを発見・連絡を受けた状況を確認するとともに、速やかに関係生徒から事情を聴き取る体制を整え、実施する等して、いじめの有無の確認を行う。

- ③ いじめと判断した場合は、速やかに校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒等の保護者に連絡する。

・市教育委員会へ報告する。

→学校いじめ対応チームは、いじめの判断が難しい場合や今後、重大な事態に発展する可能性がある場合は、直ちに市教育委員会学校教育課の学校問題サポートチーム(以下、「サポートチーム」)に口頭で報告する。

→学校いじめ対応チームは、「いじめと判断」してから原則24時間以内を目途に、サポートチームに「いじめ報告書(別紙7)」で報告する。

・今後の生徒・保護者への対応については、次の5つの視点で行う。

→(4)いじめを受けた生徒への対応

→(5)いじめを受けた生徒の保護者への対応

→(6)いじめを行った生徒への対応

→(7)いじめを行った生徒の保護者への対応

→(8)周りの生徒への対応

④ 謝罪について

・いじめを行った生徒が、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめを受けた生徒や保護者等の気持ちを理解した上で、学校が主導して、いじめを行った生徒からいじめを受けた生徒に対して、心からの謝罪ができる場を設定する。

・いじめを受けた生徒の保護者、いじめを行った生徒の保護者も見守る中で「謝罪」することが望ましい。その際、いじめを受けた生徒と保護者に意向を確認する。

⑤ いじめの解消について

・学校として「いじめ解消の要件」に基づき、約3か月間、継続した指導を行う。

- ・いじめの解消は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - 「少なくとも3か月間いじめに係る行為が止んでいること」
 - 「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」
- ※ いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その際、当該生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により必ず確認する。
- ・いじめ解消までの約3か月間、学校は定期的に、いじめを受けた生徒と保護者、いじめを行った生徒と保護者と連携して、学校と家庭での様子を確認するとともに、「学校いじめ対応チームの会議」で「いじめ」が再発していないかどうかを必ず確認する。
- ・経過観察、解消の確認は「経過観察・解消記録」で記録する。「経過観察・解消記録」は5年間学校保管（実施年度は除く）。

⑥ いじめの問題を乗り越えた状態について

いじめが解消している状態に至った上で、生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、いじめを受けた生徒の心身が回復し、いじめを行った生徒が抱えるストレス等の問題が取り除かれ、当事者や周りの者が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成される。

(4) いじめを受けた生徒への対応

- ① いじめを受けた生徒が安心して相談できる場、生活できる場(学校の中に居場所)を設定する。
- ② いじめを受けた生徒の心のケアを行うために、担任はもちろん、いじめを受けた生徒と関わりの深い教職員を中心に支援体制をつくる(必要に応じて、養護教諭やスクールカウンセラー、子どものサポーター、スクールソーシャルワーカーと連携する)。
- ③ いじめを受けた生徒の訴えを、真摯に・誠実に・共感的に受け止める。また、いじめを受けた生徒に「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」「学校全体で組織的に解決していくこと」等を伝え、不安の解消を図る。
- ④ ③を行った上で、次のようなことに注意して、事実関係の把握を行う(時系列に事実のみを記録していく)。できる限り複数教師で対応する。

《把握したい事実関係：5W1Hを基本に丁寧に聴き取る》

・ だれが・だれを ・ いつ頃から ・ どこで ・ どのような行為を されたか。

(時間) (場所) (内容)

・ その行為をされるきっかけ ・ どのくらい続いているのか。

(背景) (頻度・期間)

・ その行為をされて、どういう思いなのか。 まわりの生徒の様子はどんな感じか。

(心情) (傍観者の様子、関わり方)

《今後のことを共に考える》

- ・いじめを受けた生徒がどうしてほしいと思っているのかを確認し、解決への方向性をはっきりさせる。
- ・いじめを受けた生徒の希望を尊重しながら、個人や学級(部活動)、学年全体への具体的な対応について共に考える。
- ・学校としてどのような対応をしようと考えているかを丁寧に伝える。

- ⑤ 学校が把握して以降、いじめを受けないよう、登下校・休み時間・清掃時間などの見守り体制を伝える。また、「今日、大丈夫だったか」等の声かけやいつでも相談できることを伝える。
 - ⑥ 保護者と連携を密にとり、指導の方針を伝え、協力して解決に取り組む。
 - ⑦ 必要に応じて、関係機関との連携をとる。
 - ⑧ 相手からの謝罪の場や話し合いの場(保護者を含め)を設定し、教員(場合によっては管理職)の同席による今後の関係の確認等によって、いじめを受けた生徒に安心感をもってもらう。
 - ⑨ いじめを受けた生徒との相談の継続や個人ノート等で指導後も積極的に関わり、学校生活に安心感をもつことができるような長期的な視野をもった指導を行う。
- ※ いじめを訴えることができない生徒に対しては、教師からその生徒が受けているいじめについて把握している情報を伝え、いじめの有無を確認する。いじめの事実があれば、ここに記載の対応と同様の対応を行うが、本人の気持ちに寄り添い、本人が安心する対応や場の設定をする。

(5) いじめを受けた生徒の保護者に対して

- ① 発見したその日のうちに報告する。
- ② 学校いじめ対応チーム(複数の教師)が家庭訪問等で保護者と面談する。
- ③ 現時点での正確な事実関係を説明し、学校の方針を伝え、今後の対応を協議する。
- ④ ③の今後の対応を協議する際に、保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。継続して家庭と連携を取りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。家庭での子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも学校に相談するよう伝える。

(6) いじめを行った生徒への対応

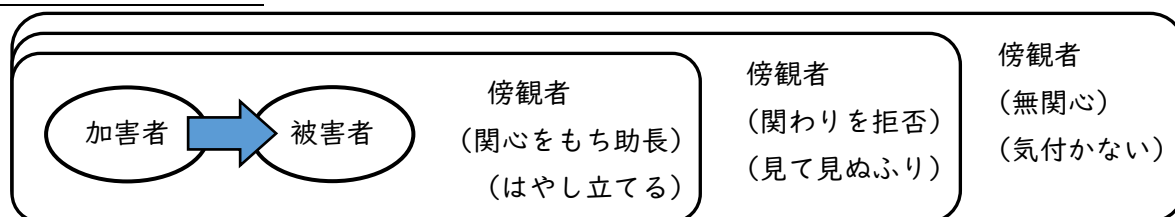
- ① いじめを行った生徒が落ち着いて自らの行動を省みることができる場を確保する。
- ② いじめを行った生徒の心のケアを行うために、担任はもちろん、いじめを行った生徒と関わりの深い教職員を中心に指導體制をつくる(必要に応じて、養護教諭やスクールカウンセラー、子どものサポーター、スクールソーシャルワーカーと連携する)。
- ③ 複数の教職員で、聞き取りを行い、客観的な事実の把握に努める(時系列に事実のみを記録していく)。
 <<把握したい事実関係：5W1Hを基本に丁寧に聴き取る>>
 - ・ だれが・だれを・いつ頃から・どこで・どのような行為をしたか。
 - ・ その行為をした動機や理由・どのくらい続けているのか。
 - ・ その行為をしてどう感じたか。今、どう思っているのか。
 - ・ まわりの生徒の様子はどんな感じか。
- ④ ①, ②を行い、心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行う。いじめは人として決して許されない行為であることや、自らの言動や行動が相手を傷つけていることに気付かせ、反省を促し、相手につらい思いをさせたという強い認識をもたせ、いじめを行ったことの重大さを理解させる。さらに、反省に基づく相手への深い謝罪で、二度と同じことをしないと意志をもたせる。
- ⑤ 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気付かせ、教職員の支援により、正しい言動や行動の実現に導く。
- ⑥ 保護者に事実を伝え、解決に向けての協力を依頼する。
- ⑦ 必要に応じて、関係機関との連携をとる。

- ⑧ いじめを受けた生徒側の意向を確認し、直接または間接的に保護者と共にいじめを行った生徒が相手に謝罪する場を設け、いじめをしないことを約束させる(設けた場が、いじめを行った生徒にとって、形式的な謝罪で完結の場にならぬよう、関係者のいる前で、いじめを行った生徒に今後のことも約束させ、引き続き見守られていることを意識させる)。
- ⑨ 相談の継続や個人ノート等で継続的に指導を行う。

(7) いじめを行った生徒の保護者に対して

- ① 発見したその日のうちに報告する。
- ② 学校いじめ対応チーム(複数の教師)が保護者と面談する。
- ③ 現時点での正確な事実関係(いじめを行った要因や背景も含む)を説明し、学校の方針を伝え、今後の対応について理解を求める。
- ④ ③の学校の方針を伝える際に、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、いじめを行ったことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。いじめを行った生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援する。

(8) 周りの生徒への対応



- ① 自分自身の問題であることへの理解を深め、いじめ問題の対処法を伝える。
いじめを受けた心の痛みや苦しみを理解させるとともに、はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめと同様であることを理解させる。「いじめは決して許されない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示し、いじめはいじめる側が悪いという意識を高める。また、仲裁できることは大切であるものの、現実的にはそれが困難であることも予想されるため、通報者や支援者になる方法を提示する。
- ② 共感的人間関係づくりに努める。
違いを認め、尊重し合う共感的人間関係をつくる。発達段階に即して、思いやりや友情、協力等の道徳的価値を内面的に自覚できるよう工夫する。
- ③ 自己存在感が味わえる学級づくりに努める。
生徒一人ひとりに活躍の場をつくる。わかる授業の展開や学級活動、教室掲示の工夫など、達成感や学級における自己の存在感が味わえるような工夫をする。
- ④ 学級活動や道徳の時間の充実に努める。
生活ノートや日々の観察を通して生徒どうしの関係を把握するように努める。また、行事を通じて助け合い、協力し合って物事を成し遂げる喜びを体験させ、一人ひとりの存在感や、連帯感を育てるようにする。また、道徳の時間では、一人ひとりが正義と勇気に目覚め、思いやりの心に満ちた自浄力のある学級づくりを目指す。あわせて、道徳の時間の学びだけでは限界があることを自覚し、学校生活全体で望ましい生き方を目指す学習や場面を設定する。

6 重大事態への対応について

法第28条に基づき、重大事態(※)が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ)には、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

【※重大事態とは】

- ⑦ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(法第28条第1項第1号)
→具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を指す。重大事態であるか否かは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。
- ⑧ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(法第28条第1項第2号)
→「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は市教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日施行

(1) 学校が主体となって調査を行う場合について

学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ対応チームが、学校長の指導及び指揮の下、「4いじめが起きた場合の具体的な対応」を基本とする調査を行うが、次のような「トップ・マネジメント・チーム」を立ち上げ、役割分担をしてより迅速な組織対応を目指す。必要に応じて、チームにはスクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールロイヤー(SL)など心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者の専門家等が参加し調査を行うとともに、生徒のケアを行う。

また、学校長よりいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

トップ・マネジメント・チーム

- ① **校長**：教育委員会との協議・連携(マスコミ対応を含む)
- ② **教頭**：被害者生徒・保護者の対応
→該当学年の学年主任を中心に学年教師、該当部活動顧問と連携して行う。
- ③ **委員長(生徒指導主任)**：調査の統括、いじめ対応チームの運営
調査：該当学年の担任を中心に学年教師、該当部活動顧問、該当学年生徒指導担当関係機関(家庭児童相談室・川西子どもセンター・警察署等)との連絡調整
- ④ **副委員長(主幹教諭)**：第三者委員会との連携
校内第三者委員会：SC, 養護教諭(心理面)、SSW(福祉面)、市SL(法律面)

※①は随時チームを招集して情報共有し、密に連携して、解決にあたる。

(2) 市教育委員会との連携について

学校長は、重大事態が発生した旨を、速やかに市教育委員会に報告する。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

